

## 会 議 録

会議の名称	第3回 広域ごみ処理施設整備・運営事業提案審査委員会
開催日時	平成22年11月9日（火） 14:00～16:30
開催場所	芳賀地区広域行政センター 2階 会議室
公開の可否	非公開
出席委員	栗原 英隆 (委員長)                      安田 憲二 (委員) 瀧澤 雄三 (委員)                      内田 龍雄 (副委員長) 法師人 弘 (委員)
会議の議題	1 開 会 2 委員長あいさつ 3 議 事 1) 前回議事録の確認 2) 事業者募集資料について ①発注仕様書(案) ②様式集(案) ③契約書(案) ④入札説明書(案) 3) 審査方法について 4) その他 4 閉 会
配布資料	【資料1】第2回委員会議事要旨 【資料2】広域ごみ処理施設整備・運営事業 建設発注仕様書(案) 【資料3】広域ごみ処理施設整備・運営事業 運営発注仕様書(案) 【資料4】発注仕様書(案)新旧対照表 【資料5】広域ごみ処理施設整備・運営事業 様式集(案) 【資料6】契約関係の概要 【資料7】広域ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書(案) 【資料8】広域ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書(案) 【資料9】広域ごみ処理施設建設工事請負契約書(案) 【資料10】広域ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約書(案) 【資料11】入札説明書(案)の概要 【資料12】広域ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書(案) 【資料13】審査方法について(案) 【資料14】審査委員会の審議内容及びスケジュール

## **1 開会**

## **2 委員長あいさつ**

委員長が挨拶を行った。

## **3 議事**

### **1) 前回議事録の確認**

事務局より第2回審査委員会の議事録の内容について確認を行い、内容が了承された。

### **2) 事業者募集資料について**

#### **① 発注仕様書（案）**

事務局より「【資料2】広域ごみ処理施設整備・運営事業 建設発注仕様書（案）」、「【資料3】広域ごみ処理施設整備・運営事業 運営発注仕様書（案）」、「【資料4】発注仕様書（案）新旧対照表」により、発注仕様書の変更箇所等について説明を行った。

委員長：脱水汚泥の受入に関して、専用ピットを設けるのですか。

事務局：専用の受入ホップにて受け入れることとしています。

委員長：ポンプにて圧送するということですか。

事務局：その通りです。

委員長：高効率発電については、各社とも見積にて14%が達成可能という回答を得て、それを義務化するということですね。

事務局：はい。

委員長：アルミ選別機、磁選機の基数は提案ということですが、ゼロ提案も可ということですか。例えば、アルミ選別機は設置しないなど。

事務局：それは不可です。

委員長：ペットボトルの圧縮梱包機は能力を指定していますが、鉄の圧縮機はフリーとなっているのはなぜですか。

事務局：ペットボトルの方は、実績を踏まえ、夏場の多い時期を考慮し、能力の1.5倍としています。

委員長：鉄は必要ないのですか。

事務局：鉄は比較的季節変動がないためです。

委員長：能力を指定しないと、どれだけの能力の設備を設置するのかわからないのではないですか。

事務局：搬入量は指定していますので、それで対応しています。

委員長：太陽光発電は市民啓発用にデモ的にも設置しないのですか。

事務局：設置の予定はありますが、今回の事業からは切り離しています。

委員長：追加で発注した場合には、厄介なことになるのではないですか。デモ的にやるの

であれば、今回の事業の中に含めても大勢に影響はないのではないですか。

事務局：真岡市等の公共施設においては、20～40kWと比較的大きな規模の能力のものを設置しています。本施設でも同様の規模は必要と考えます。一方、循環型社会形成推進交付金では対象とならないことは確認していますので、今後活用可能な補助金等を調査し、設置していくことで考えています。

委員長：後付で設置した際には、系統は別にする考えなのですか。

事務局：現状では、部分的な利用のみを考えています。

委員長：後付の場合には、設置スペースだけでなく、空配管等の設置も必要となります。電気工事等先行的に投資しておく必要があります。

事務局：そのように、対応します。

A委員：何kWを予定しているのですか。

委員長：20～30kWを考えています。

A委員：デモがメインとなりますか。

事務局：そうなると思います。

A委員：委員長からお話があったように建設費に影響を与えないでしょうね。

B委員：建設費にどの程度影響を及ぼすかですね。

委員長：数百kWということだと別ですが、20kW程度であれば全体額から考えるとほとんど影響はないと思います。

B委員：後からの設置では壁に穴を開けた後の処理等かなり大変なものになると思います。

事務局：各委員より色々ご意見を頂きましたので、本事業の中に含めるよう変更します。

委員長：チップ化とは何を処理するのですか。

事務局：剪定枝のチップ化です。

委員長：現状、収集はどうなっているのですか。

事務局：可燃ごみとして収集しています。

委員長：当初は収集を含めて、処理しようと考えたのですか。

事務局：そのような形で検討を進めてきたのですが、出口側のことも考えて、設置しないこととしました。

委員長：ALC板の使用も可能にするということですが、どの部分に対してですか。臭気対策が必要なところも含めてですか。

事務局：ごみピットについてはRC造と考えています。使用範囲は炉室の外壁等を考えています。

委員長：臭気対策が必要なところは外すということですね。事例では、クレーンガーターまでは鉄筋コンクリート造ですが、それ以降の上部は、ALC板を使ったりすることもあるようです。

事務局：今回もそのように考えています。

委員長：そのような場合には臭気対策を十分に行うようにしてください。

委員長：スラグの売却益は組合ということですが、販路は組合で探す。また、売却できな

かった場合には組合で最終処分するという事でよいですね。

事務局 : はい。

委員長 : 試運転中のスラグの最終処分費は誰が負担するのですか。

事務局 : 組合です。

委員長 : 埼玉県A市ではコンクリート2次製品にして売却できていると聞いています。プラントが稼動するまでにもう少し時間がありますので先進事例調査等をした方がよいですね。新潟県B市では、有効利用できなかつた場合には最終処分費を事業者が負担することになっています。

C委員 : 飛灰は再溶融しないということですので、セメント固化等して処分することになると思うのですが、一方で、加熱脱塩素化設備が必要により設置となっています。飛灰を再溶融するのであれば過剰設備となるので、仮にある企業から設置すると提案があつた場合にもプラス評価をする必要がないので問題ないと考えます。しかし、再溶融しないとした場合で設置するという提案があつた際には、コストではマイナス評価要因となりますが、環境対策ではプラス評価要因となりますので対応が難しいですね。

委員長 : 飛灰は薬剤処理して最終処分するのですよね。最終処分はどうするのですか。

事務局 : 組合の最終処分場で最終処分します。

委員長 : 加熱脱塩素化設備自体は交付対象ではないので単独事業となります。ただ最終処分する際に住民から要求があつた場合には設置せざるを得ないということになると思いますが。

C委員 : ある企業のみから提案があつた場合には評価が悩ましいですね。

事務局 : 見積段階では、設置するという企業はありませんでした。

C委員 : 仕様書では触媒脱硝装置はつけなさいとなっていますが、無触媒脱硝方式も必要により設置となっていますよね。これも悩ましいですね。

事務局 : 見積段階でもバラついています。

委員長 : 無触媒脱硝方式を併用している企業は見積でもなかつたでしょう。

事務局 : 1社から提案がありました。触媒の量を減らすという目的のようです。

事務局 : C委員がご心配されている部分については、コストは別途評価しますので、環境負荷は環境負荷で単独で良し悪しを評価いただければと思います。

委員長 : 実施にはヒアリングもあるので、もしそのような提案があつたら、そこで確認しましょう。

A委員 : 勾配屋根を基本にするということで、デザインとの兼ね合いで陸屋根も可ということですが、見積では全て陸屋根だったのですか。

事務局 : 全ての企業で陸屋根の部分は含んでいました。

委員長 : 見積段階で事業者から陸屋根も可としてほしいという要望があつたのですか。また、それは全面的な陸屋根なのですか。

事務局 : 部分的です。

委員長：事業者はどこの部分を陸屋根で提案が出ているのですか。  
事務局：今回の提案では管理棟の一部です。  
委員長：敢えて仕様書でここまで書く必要はないのではないですか。「陸屋根～等」を削除することでよいのではないですか。  
D委員：ニュアンスが間違っただけで伝わる可能性があるのでは、委員長からお話があったように削除した方がよいと思います。  
事務局：はい。  
事務局：現状、これ以上の要望等はないのですか。  
事務局：主な要望事項は、ご説明させていただいた程度です。  
委員長：他にご意見がないようでしたら、発注仕様書については以上で審議を終わりたいと思います。

## ② 様式集（案）

事務局より「【資料5】広域ごみ処理施設整備・運営事業 様式集（案）」について説明を行った。

委員長：事業者が入札書に記載する運営・維持管理費は、様式第16-6（別紙1）のどこ部分の単価を使うのですか。  
事務局：基準ごみ質と年度別計画搬入量の月平均の交点となる部分です。  
委員長：提案者も同じ認識となりますか。  
事務局：間違いがないように、入札説明書の提案書作成の留意事項に記述したいと考えます。  
委員長：運営期間中に事業者に対して運営・維持管理費を支払う際に、この表がいくてくるといふ考えですね。毎月の支払は、この表に従って行われるということですね。  
事務局：はい。  
委員長：ごみ質は今月の測定がすぐ出てくるわけではないですよ。すぐに出ますかね。  
C委員：蒸発量から逆算するとすぐ出てきますよね。  
事務局：将来的には、蒸発量から逆算する方式に切り替える仕組みとしており、切り替えまでの間は、ごみ質分析のデータを使うことを入札説明書に記述しています。  
委員長：12ヶ月のデータを平均して今年のごみ質はこれですねとは決めやすいですが、月ごとのごみ質分析データで今年のごみ質はこれでしたと決めるのは難しいですね。ごみ量は、計量機で把握できますが、ごみ質は難しいですね。  
事務局：ごみ質分析は信頼性が低いので、最終的には蒸発量には切り替える予定です。そのため、蒸発量から逆算したデータのパラメーターが正しいかどうかを確認するため、2年間の移行期間内に確認する仕組みとしています。  
委員長：計画ごみ質を考慮して提案をしてくるので、その範囲内に入っていれば、単価を見直す必要はないのではないですか。  
事務局：今回の事業では、基準ごみ質のすぐ下付近に自己熱溶融限界があり、変動費を1つ

の単価から算出するとした場合には、各事業者が大幅にリスクコストを見込んだ提案を行う恐れがあります。また、そのような場合には、実際の運営段階において組合から事業者を支払われる委託料に過払い等が発生する可能性があります。そのため、組合、事業者両者のリスクを最小限に抑えるため、今回のような仕組みとしています。

C委員：そのようなことであれば、月2回のように当面の回数を増やし、1年間で移行するようにしてはどうですか。移行期間2年間というのは少し長いように思います。

B委員：ごみ質は季節によって変動するのでしょうか。

C委員：そうですね。

B委員：季節によって、結構変わるのでしょうか。

C委員：変わるでしょうね。なるべく早く蒸発量に移行することが良いと思います。

事務局：今回は、事業者が積算する関係で、どの程度の期間に何回ごみ質分析を行う必要があるかを示す必要があると考えましたので、2年間、1回/月としています。1年間で確認が行えれば、1年間で移行することも可能であると考えています。

委員長：ごみ質分析の回数はどこに記述しているのですか。

事務局：運営発注仕様書、入札説明書に記載しています。

委員長：ごみ質分析の重要性が高くなりますね。他事例でもやっているのですか。

事務局：北海道の自治体で事例があります。

B委員：変動費ということだと、これによって事業費が変わってくるということですね。

委員長：変わってきますね。特に、ごみ質が低下した場合に補助燃料を必要としますので、利いてくると思います。

B委員：地域差はあると思うのですが、実際に稼働している施設を視察した際に、計画ごみ質と稼働後のごみ質に差があまりなかったこと、実際のごみ質に思ったほど変動がなかったこと、計画よりも低位発熱量が高くなったことなどを話しに聞きました。

C委員：ごみだけであれば、それ程大きなブレはないと思いますが、今回は汚泥が入ってきますので、汚泥の水分の状態によっては変わってくると思います。

事務局：将来的には蒸発量から算出する方法に移行するのですが、それが正しいかどうかを判断するための確認として、一定期間サンプリングを行うということです。

B委員：C委員からお話があったように、蒸発量から低位発熱量を求める方法が最も信頼性が高いのですよね。

委員長：昔は、ごみ質分析データと蒸発量から逆算したデータとに多少開きがあるということもありましたが。

C委員：最近、他自治体において、確認した結果では、オーダーはかなり近い値を示していました。

B委員：以前より信頼性があがっているということですか。

C委員：条件によりますので難しいですね。ただし、データの的には蒸発量から逆算する方

が圧倒的に多くのデータを取れるので、検証はしやすいと思います。

事務局：将来的には、今回も蒸発量から逆算する方式に移行したいと考えているのですが、逆算するための式自体はメーカーの方で設定ができてしまうので、当初からそれを正としてしまうのもなかなか難しいかと思ひまして、移行期間を設定することとしました。

委員長：現状、ごみ質分析にどの程度の費用がかかっていますか。

事務局：15万円/回程度だと思います。

委員長：C委員からお話があったように回数を増やすことで、信頼性はあがると思います。

事務局：今回は、2段ピットとしていますので、破碎ピットだと多少信頼性も上がるのかと思います。

委員長：それはそうですね。他事例でもそれは確認されています。

C委員：何度もお話ししますが、やはり今回は汚泥が入ってきますので、その状態によって大分変わってきてしまうでしょうね。

委員長：汚泥の切り出し方法などはメーカーによってノウハウが異なるでしょうね。

委員長：いずれにしても、北海道の事例では、蒸発量からの逆算値に移行している事例があるということですね。

事務局：はい。

B委員：本来掛かっている費用のみを支払うということが大原則だとすると、できる限り早い段階で実質的なものに変更することがよいですね。

C委員：なるべく早く移行することが良いです。

事務局：実際には試運転期間もありますので、なるべく早めの切り替えられるよう検討します。

委員長：今回、この方式を提示して、事業者側がどのような考えで費用を入れてくるかですね。

委員長：変動費の根拠にある項目は、固定なのですか。これは1つの例であり、項目は自由に変更できるのですよね。

事務局：はい。

委員長：防臭剤、油脂類などはごみ量・ごみ質によって変動しないと思うので、再度検討してください。

委員長：他にご意見がないようですので、様式集（案）については以上で審議を終わりたいと思います。

### ③ 契約書（案）

事務局より「【資料6】契約関係の概要」、「【資料7】広域ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書（案）」、「【資料8】広域ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書（案）」、「【資料9】広域ごみ処理施設建設工事請負契約書（案）」、「【資料10】広域ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約書（案）」について説明を行った。

委員長：最終的には、弁護士確認するというのですが、今回の委員会資料はまだ事務局レベルということですか。

事務局：既に1度確認はしていますが、再度最終的な確認を行うという意味です。

委員長：今回の契約書で、芳賀地区独自の条項というのがありますか。

事務局：条項として特別な条項は設けておりませんが、先ほどご審議いただいた支払い方法の仕組みなどは独特だと思います。

委員長：他にご意見がないようですので、契約書（案）については以上で審議を終わりたいと思います。

#### **④ 入札説明書（案）**

事務局より「【資料1 1】入札説明書（案）の概要」、「【資料1 2】広域ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書（案）」について説明を行った。

B委員：6ページの3（3）に記載されている熱回収施設の提案単価は先ほど議論した単価表と同じものなのですか。

事務局：同じです。ここでは概要を説明しています。詳細については、24～25ページになります。

C委員：蒸発量からの逆算値に移行する際の判断は組合で行うのですよね。

事務局：はい。

委員長：その辺は、モニタリング業務の中でやるのですよね。

事務局：そうですね。

委員長：実際に事業が始まると、組合が事業者と1対1で管理していくのは難しいと思います。事業が適正に行われているかどうかを色々な切り口で確認していく必要があります。その際には、コンサルタント等に入ってもらって、定期的にモニタリングという形で確認してもらうことになるのだと思います。

委員長：他にご意見がないようですので、入札説明書（案）については以上で審議を終わりたいと思います。

#### **3) 審査方法について**

事務局より「【資料1 3】審査方法について（案）」について説明を行った。

A委員：3月29日に開札ということですね。

事務局：そのように予定しております。

A委員：それまでは価格は表にでないということですね。

事務局：はい。技術評価を行った後に、開札、価格評価を行い、透明性を確保していきたいと考え、第5回を3月25日と3月29日の2回に分けるようにさせていただきました。

委員長：各委員の方々、日程は問題ないですか。

各委員：はい。



委員長：委員会としては、管理者より委嘱を受けていますので、このような結果になりましたという報告をしたことをもって委員会は終了ということになります。その日程については問題ないですか。

事務局：はい。調整しております。

委員長：事業者への通知は、事務局で行ってもらえますね。

事務局：はい。

委員長：前段は審査方法について、後段は今後の委員会日程の調整となりました。お忙しい時期ではありますが、皆様宜しく申し上げます。

#### **4) その他**

委員長：その他ということですが、委員の皆様から何かございますか。

委員長：特にないようですので、確認も含めまして事務局から次回委員会の日程について説明をお願いします。

事務局：次回、第4回委員会は「平成23年3月18日 14:00～」ということをお願い致します。

委員長：以上で第3回審査委員会の全ての議事を終了しましたので、事務局にお返しします。

#### **4 閉会**

以 上